特定加算部分			
主任保育士専任加算	（基本額 250,830 ＋ 処遇改善等加算 2,500×加算率）÷各月初日の利用子ども数		※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	A	（基本額 49,870 ＋ 処遇改善等加算 490×加算率）÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	（基本額 33,250 ＋ 処遇改善等加算 330×加算率）÷各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算	（基本額 46,100 ＋ 処遇改善等加算 460×加算率）÷各月初日の利用子ども数		※各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	一級地 1,650	四級地 1,150	※左記の区分に応じて、各月の単価に加算
	二級地 1,480	その他地域 110	
	三級地 1,460		
除雪費加算	5,850		※３月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	145,470÷３月初日の利用子ども数		※３月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	448,000÷３月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※３月初日の利用子どもの単価に加算
	800時間以上1200時間未満	746,000÷３月初日の利用子ども数	
	1200時間以上	1,045,000÷３月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額）÷３月初日の利用子ども数		※３月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	96,840÷３月初日の利用子ども数		※３月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	120,000÷３月初日の利用子ども数		※３月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	150,000÷３月初日の利用子ども数		※３月初日の利用子どもの単価に加算

（ 注 ）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（備考）公定価格については、以下の算定式により算出する。

（基本部分＋基本分加算－加減調整部分（「分園の場合」＋「常態的に土曜日に閉所する場合」））×乗除調整部分＋特定加算部分